

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年6月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600286号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700010号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における請求期間①の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和57年1月から同年9月までの標準報酬月額については、16万円を17万円とする。

昭和57年1月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年1月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年9月29日から昭和60年2月1日に訂正し、昭和59年9月から昭和60年1月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和59年9月29日から昭和60年2月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年9月29日から昭和60年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和61年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、当該期間のうち、請求者のB事業所における昭和62年9月1日から同年10月1日までの期間及び昭和63年6月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和62年9月の標準報酬月額については、22万円を26万円、昭和63年6月から同年9月までの標準報酬月額については、26万円を30万円とする。

昭和62年9月及び昭和63年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額につ

いては、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年9月及び昭和63年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年1月1日から同年10月1日まで
② 昭和59年9月29日から昭和60年2月1日まで
③ 昭和61年4月1日から同年5月1日まで
④ 昭和62年9月1日から昭和63年11月1日まで

私のA事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち請求期間①に係る厚生年金保険料について、私が保管している給料支払明細書において国の記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額な保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和59年9月29日とされているが、私は、請求期間②においてもA事業所の支店であるC店に継続して勤務しており、私が保管している給料支払明細書において当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、昭和60年2月1日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和61年5月1日とされているが、私は、請求期間③においてもA事業所の支店であるC店に勤務しており、私が保管している給料支払明細書において当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、同年4月1日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

私のB事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち請求期間④に係る厚生年金保険料について、私が保管している給料支払明細書において国の記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額な保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録、A事業所に係る雇用保険の事業所台帳全記録照会（トレーラー）情報及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間において同事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A事業所は昭和59年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、事業所関係者及び複数の同僚の回答並びに請求者及び複数の同僚に係る雇用保険の加入記録から、請求期間②当時、厚生年金保険の被保険者資格の

要件を満たす従業員が5人以上勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の事業主は死亡しており、事業主からは、当該期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、当該期間において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③について、B事業所の元事業主及び複数の同僚の回答並びに請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間において同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B事業所は昭和61年5月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間③においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の回答並びに請求者及び複数の同僚に係る雇用保険の加入記録から、請求期間③当時、厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たす従業員が5人以上勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所の元事業主は、請求者の当該期間に係る資料を保管しておらず、請求期間③について請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、当該期間のうち、昭和 62 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び昭和 63 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる報酬月額から、昭和 62 年 9 月は 26 万円、昭和 63 年 6 月から同年 9 月までの期間は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所の元事業主は、請求者の当該期間に係る資料を保管しておらず、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間④のうち、昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 6 月 1 日までの期間及び昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により事業主が請求者の給与から源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600297号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700005号

第1 結論

請求期間①から⑨までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和48年4月から同年12月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年10月
④ 昭和54年2月及び同年3月
⑤ 昭和55年4月から昭和56年3月まで
⑥ 昭和56年4月から昭和59年3月まで
⑦ 昭和59年4月から昭和62年3月まで
⑧ 平成2年4月から同年10月まで
⑨ 平成4年5月から同年10月まで

私は、昭和40年9月から昭和51年10月までの期間、元夫と一緒に国民年金に加入し私が2人分の国民年金保険料を納付していたが、請求期間①から③までは保険料の未納期間とされている。当該期間当時は元夫と自営業を営んでおり、仕事量も多く保険料を未納にするような経済状況ではなかった。

また、私は、昭和54年2月に国民年金の被保険者資格を再取得し、平成7年2月まで国民年金保険料を金融機関等で納付していたが、請求期間④、⑤及び請求期間⑦から⑨までの期間については保険料の未納期間、請求期間⑥は保険料の免除期間とされているが、当該期間当時、私は自営業を営んでおり機材を購入する等の経済力もあったので、保険料が未納又は免除期間とされていることに納得できない。

各請求期間について、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は自営業を営んでおり仕事量も多く、国民年金保険料を納付できないような経済状況ではなかったと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、請求者に対して三つの国民年金手帳記号番号が払い出され、後に一つの手帳記号番号に統合されたことが確認できるところ、請求期間①から⑤までの期間及び請求期間⑦から⑨までの期間について、それぞれの手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、当該期間の国民年金保険料について、いずれも納付された状況は確認できず、オンライン記録と一致している。

請求期間⑥について、請求者に係るA市の上記国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、請求期間⑥は申請免除期間であることが確認でき、オンライン記録と一致しているところ、国民年金保険料の申請免除は、制度上、被保険者本人又は世帯主が保険料の納付が免除される申請を行い、審査に基づき免除の要否が決定されることから、請求者等からの申請が無いまま、請求期間⑥に係る申請免除が認められたとは考え難い。

また、請求期間①から⑨までは合計112か月に及び、これだけの長期間、かつ複数回にわたって行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

さらに、請求者は、国民年金保険料の納付書が届いたらその都度、納期限内に保険料を納付したと主張しているが、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、請求者の保険料納付済期間の中には、その納期限が属する年度より後の年度に数か月まとめて納付した期間があることが確認でき請求者の主張と相違している上、請求者は、保険料の納付の単位（毎月、3か月等）については記憶に無いとしているなど、納付に関する記憶が定かではない状況がうかがえる。

加えて、オンライン記録において氏名検索を行っても、請求者に対して前述の三つの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①から⑨までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、各請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が各請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600295号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700011号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年6月1日から昭和54年1月8日まで
② 昭和54年3月1日から昭和56年2月2日まで

請求期間①について、私は、昭和50年6月にA社に入社した際、同社代表取締役から同氏の息子が経営するC社に勤務するように言われ、約2年勤務した。その後、A社に勤務したが、C社に勤務した期間を含む請求期間①について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。入社時から実質的にはA社の社員として勤務していたことから、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、昭和50年6月1日を被保険者資格取得年月日として訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、昭和54年3月からB社に勤務したが、請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社において約3年間勤務していたことは間違いなく、複数の同僚が、私が同社に勤務していたことを証明してくれるはずなので、昭和54年3月1日を被保険者資格取得年月日として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は既に破産により解散しており、同社の元取締役は、請求者を覚えていないとしている上、同社の破産処理時に破産管財人に必要な資料は渡し、それ以外の資料は既に廃棄したと述

べているところ、当該破産管財人も保管期間経過により同社に係る資料は廃棄したと述べていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日はオンライン記録と一致している上、当該資格の取得年月日より前に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない。

さらに、A社に入社当初勤務していたとしているC社の元代表取締役は、「請求者は、A社に入社後、C社に勤務し、その後A社に勤務したが、請求者の勤務期間については資料が無く不明である。請求者がC社に勤務していた期間について、同社においては厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨証言している。

請求期間②について、B社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、同社の元代表取締役に照会したが回答は得られず、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間②にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人に照会を行ったところ、8人から回答が得られ、そのうち請求者が同社において経理担当者であったとして名前を挙げた同僚から社員旅行の写真が提出されたものの、いずれの同僚からも請求者の同社における勤務期間等について具体的な証言は得られず、請求者が請求期間②に同社に勤務していたことを確認できない。

さらに、請求者は、B社における勤務を証明してくれる者として二人の名前を挙げているが、一人は既に亡くなっており、一人は所在が確認できないことから、請求者の請求期間②における勤務実態について証言を得ることはできなかった。

加えて、請求者に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日はオンライン記録と一致している上、当該資格の取得年月日より前に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600302号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700012号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年10月頃から昭和52年4月頃まで
② 昭和52年5月頃から同年11月頃まで

請求期間①について、C市に所在するA社に、請求期間②については、D市に所在するB社に勤務したが、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、記憶障害により当該期間の記憶が曖昧であるとした上で当該期間当時のA社における事業主及び経理担当者の姓を挙げているところ、同社の元取締役等に対して行った照会において回答があった給与事務担当者の姓と符合していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に關与していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は、昭和63年7月30日に解散していることが確認できるところ、請求期間①当時の代表取締役は既に亡くなっており証言を得ることができず、当該期間当時の取締役は、請求者を覚えていないとしている上、当該期間当時の資料は無い旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が名前を挙げた経理担当者及び同僚は既に亡くなっている上、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた複数の者に照会を行い一人から回答を得たが、請求者を覚えていないとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成22年12月1日であることから、請求者は請求期間②について同社において厚生年金保険に加入することはできないところ、同社の当該期間当時の事業主は、当該期間について国民年金に加入し、国民年保険料を納付していたことが確認できる。

また、B社は、請求期間②当時の資料は無い旨回答しており、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求者が名前を挙げた同僚は姓のみであるため特定することができず、請求者の同社における勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600428号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月27日

私とA社との契約では賞与額は35万円とされていたが、請求期間の賞与について、誤って31万5,000円が支給された。

平成25年7月の給与支給時に契約上の賞与額との差額3万5,000円が支給され、厚生年金保険料は控除されたはずであるが、国の記録では標準賞与額が31万5,000円となっていた。

その後、A社から標準賞与額を35万円に訂正する届出がなされたが、同社からの届出が遅れたため訂正後の標準賞与額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、差額として支給された3万5,000円の賞与についても年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、「請求者の平成25年6月の賞与について、35万円支払うべきところを誤って31万5,000円を支払ったため、同年7月に差額である3万5,000円を支払った。また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について当初31万5,000円として届出を行ったが、平成29年2月14日に31万5,000円から35万円に訂正する届出を行った。」旨回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、31万5,000円から35万円に訂正されたことが確認できるものの上記標準賞与額を訂正する届出は、当該期間に係る厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によ

り消滅した後の平成29年2月14日に年金事務所において受理されていることから厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与又は賞与から厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実が認められる場合とされているところ、A社は、「賞与の差額支給分3万5,000円に係る厚生年金保険料は請求者の給与から控除していない。」旨回答している。

さらに、請求者が所持する平成25年分給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出された請求者に係る給与支給明細書及び賞与支給明細書によれば、差額として支給された賞与3万5,000円に係る厚生年金保険料は、請求期間以降に同社から請求者に支給された給与及び賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。